

愛知地方最低賃金審議会

第1回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和7年9月30日(火) 午前9時30分~午前11時35分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館2階 愛知労働局北大会議室

出席者

(公益代表委員) 中山委員、鈴木委員、水野委員

(労働者代表委員) 嶋野委員、寺田委員

(使用者代表委員) 岡安委員、北島委員、志治委員

(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤出席賃金指導官、名倉課長補佐、水谷賃金指導官、白川賃金指導官、久保賃金調査員

- 議題
- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会の運営について
 - (3) 令和7年度愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について
 - (4) その他

議事

○白川賃金指導官

それではただ今より、令和7年度愛知県最低賃金審議会第1回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、当部会の業種名につきましては以降、「鉄鋼業」と略称にて呼ばせていただきます。本日は第1回目の専門部会であるため、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきます。

専門部会の委員の皆様の辞令につきましては、机上のファイルにて配付させていただいております。ご確認いただきますようお願い申し上げます。本日の資料ですが、会議次第に合わせまして資料目次記載の 1 から 13 及び労働者代表委員からの資料をお配りさせていただいております。ご不足等ございませんでしょうか、よろしいでしょうか。本日の専門部会は公開となっておりますが、傍聴及び報道機関の取材の希望は無かった事をご報告させていただきます。

続きまして、専門部会委員のご紹介をさせていただきます。お手元の資料 No.1 とし

て、今年度ご審議いただく委員の皆様の名簿を配付しております。名簿は敬称を省略し、五十音順にて掲載させていただいております。こちらで委員の皆様のお名前を読み上げ、ご紹介とさせていただきます。

公益代表委員、鈴木進也委員、中山徳良委員、水野有香委員、労働者代表委員、嶋野俊博委員、寺田昭委員、山本圭介委員、使用者代表委員、岡安良康委員、北島信夫委員、志治泰光委員です。

事務局として労働基準部長高橋、賃金課長佐野、主席賃金指導官佐藤、賃金課長補佐名倉、賃金指導官水谷、賃金調査員久保、そして私、賃金指導官の白川が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名全員がご出席、労働者代表委員は山本圭介委員が欠席され2名の委員のご出席、使用者代表委員は3名全員がご出席しております。委員定数9名中8名がご出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員がご出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしていることを併せてご報告いたします。

それでは、第1回鉄鋼業専門部会の開催にあたりまして、労働基準部長の高橋よりご挨拶を申し上げます。

○高橋労働基準部長

改めて皆様おはようございます。労働基準部長の高橋と申します。委員の皆様方におかれましては、平素より労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っておりますことにつきまして、まず感謝申し上げます。またご多忙の中、鉄鋼専門部会の委員にご就任いただきまして、本当にありがとうございます。

本日をキックオフとしまして、これから専門部会で具体的に金額を審議していただくことになりますが、われわれ事務局としましても、円滑な審議が進められますよう必要な手続き等々を取っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○白川賃金指導官

それでは議題に入らせていただきます。議題「(1)部会長及び部会長代理の選出について」です。部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する同法第24条第2項において、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙す

る」と規定されています。愛知地方最低賃金審議会におきましては、従来から公益代表委員の互選により選出された候補者について、承認による「選挙」を実施することとなっております。今回もこの方法で、ご承認いただけますでしょうか。

(委員承認)

○白川賃金指導官

ありがとうございます。それでは、選出方法につきましてご承認をいただきましたので、公益代表委員の互選結果をご報告いたします。本専門部会につきましては、部会長に中山徳良委員、部会長代理に鈴木進也委員が選出されたとのご報告を受けております。皆様ご承認いただけますでしょうか。ご賛成の方は、拍手でご承認をお願いします。

(拍手)

○白川賃金指導官

ありがとうございます。ご承認をいただきましたので部会長及び部会長代理の席に名札を置かせていただきます。事務局は準備をお願いします。

(名札を置く)

○白川賃金指導官

それでは、中山徳良部会長よりご挨拶を賜り、以降の議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○中山部会長

おはようございます。部会長に選出していただきました中山でございます。よろしくお願ひいたします。これから3回から4回に分けて審議していくことになると思いますけれども、皆さまの活発なご議論をお願いしたいと思います。私のほうも、円滑に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは議事を進めさせていただきます。本日が第1回の専門部会となります。専門部会は本日を含めまして3回の審議が予定されております。また予備日が4回目として設定されていますが、可能な限り3回での審議、かつ全会一致での結審を目指して丁

寧に審議してまいりたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

では議題に従いまして、議題（2）「愛知地方最低賃金審議会愛知県鉄鋼業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会の運営について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○佐野賃金課長

私の方から説明させていただきます。専門部会の運営についてでございます。

会議次第とともにお配りしております資料の2ページ、資料2と書いてあるものをご覧ください。愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会運営規程（案）です。愛知県の特定最低賃金専門部会は常設の部会ではありませんので、運営規程についても部会設置の都度、ご確認いただくことになっております。

運営規程第1条では、専門部会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程によると定めています。

第2条では、専門部会の委員数を定めています。

第3条は、専門部会の会議は、部会長が必要と認めたとき、又は3人以上の専門部会委員からの開催請求があったとき、部会長が招集すると定められています。ただし今回は第1回目の会議でございまして、当初、部会長が選出されておりませんでしたので、労働局長が招集したということになります。

第4条第1項は、部会長が必要であると認めるときは、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるテレビ会議システムを利用する方法によって、会議に出席することができるときとし、第2項では、テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとしています。

第5条第1項では、部会長が会議の議長となって議事の整理を行う旨定め、第2項では、会議での発言は部会長の許可を受ける必要があること、第3項では、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができるとなっています。

第6条では、会議は原則として公開するとされています。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合については、部会長が会議を非公開にすることができるとされています。

第7条第1項では、会議の議事について、議事録を作成することとされています。第2項では、議事録及び会議の資料は、公開することにより支障がある場合には、議事録の一部又は全部を非公開とするとできるとされているほか、第3項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開するものとされています。

第8条では、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛知地方最低賃金審議会会長に報告することとされています。

第9条は専門部会の廃止に関する規定で、審議会の意見に関する異議の申出期間満了をもって専門部会は廃止となります。

第10条は専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は専門部会の議決に基づき部会長が定める旨規定しています。

第11条は規定の改廃は審議会又は専門部会の議決に基づいて行う旨定めています。

附則は施行期日に関する規程です。運営規程（案）に係る説明は以上となります。

○中山部会長

ただ今、事務局から説明がありました専門部会運営規定に関し、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

（特になし）

○中山部会長

よろしいでしょうか。それでは資料No2の本専門部会運営規程（案）についてご承認いただいたということで進めていきたいと思います。

規程（案）のかっこをとりまして、附則の施行日を令和7年9月30日として、この運営規程により運営していくことといたします。

次に、運営規程第5条3項では、「専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。」と規定しておりますが、労働者側代表委員のほうで、まず参考人からの意見聴取について、いかがでしょうか。

○寺田委員

予定しておりません。

○中山部会長

分かりました、ありがとうございます。続いて、使用者側代表委員は参考人からの意見聴取について予定していますでしょうか。

○岡安委員

予定はありません。

○中山部会長

ありがとうございます。労働者側、使用者側いずれも、現時点では意見聴取の予定はないということですけれども、審議の過程で参考人からの意見聴取を希望される場合には、申し出ていただきますようにお願ひいたします。

続きまして、議題「(3)令和7年度愛知県鉄鋼業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について」です。まず、資料について事務局から説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

それでは説明させていただきます。資料の4ページでございます。資料3をご覧下さい。こちらが、「令和7年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」です。本年6月23日に提出された特定最低賃金5業種の改正に係る申出を1枚に取りまとめたものです。全てが労働協約ケースとなっています。

表の一番左の列「産業分類」をご覧下さい。一番上の段の産業分類番号E221、E222、E223が本日の専門部会の業種となります。表を右の方へ見ていただきますと、申出ケースの項目から受理年月日の項目までの内容を記載しています。の「協約による最低額」の列がございますが、後ほど、詳細にご説明させていただきますけれども、労働協約による申出の特定最低賃金は、労働協約による最低額を上回ることができません。鉄鋼業については時間額として1,268円と記載されています。今年度鉄鋼業における特定最賃をご審議していただくにあたっては、これが上限の金額ということになります。

なお、最低賃金法第16条の規定により、特定最低賃金は、「地域別最低賃金額を上回るものでなければならない」とされていますので、「改正の必要性あり」とされた特定最低賃金については、少なくとも地域別最低賃金を上回らなければならないことも、申添えさせていただきます。

次に6ページ、資料4「令和7年度特定最低賃金の審議の流れ」はフローチャートで示したものです。紙面中央に、「521回改正、新設の必要性の有無の答申(2業種必要性有)」との囲みをご覧下さい。囲みの中に書かれた矢印の先に、「金額改正の諮問(2業種)」と記載されており、右への矢印が「2業種専門部会設置」に繋がっています。そこからさらに下向き矢印が、破線で囲まれた網掛け部分「各部会での審議」に繋がっています。こちらは本年8月5日の本審で2業種について、金額改正の諮問がされましたので、本日を含め、該当2業種の専門部会の設置・開催に至っているところです。先ほ

どご覧いただきました資料 3において、5 業種の改正申出がされた旨を説明いたしましたが、うち 3 業種については特定最低賃金の金額改正の必要性有との結論に至りませんでしたので、本年度の金額改正を審議する特定最低賃金は、専門部会を設置しました 2 業種のみということになります。

専門部会にて金額の調査審議の後、先ほどのグレーの網掛けの左への矢印で、本年 10 月 15 日開催予定の第 524 回審議会における部会報告の後、改正金額の答申をいただく予定となっています。答申後は、公示を行い、異議申出があれば、10 月 31 日の異議審の開催を予定していますが、特定最低賃金の改正決定では、例年これまでのところ異議の申出は提出されておりません。その後官報公示を行い、30 日経過後の 12 月 16 日に指定日発効を予定としています。

次の 10 ページ資料 5 は、鉄鋼業最低賃金適用早見表です。特定最低賃金の適用対象業種に対応する、日本標準産業分類を早見表にしています。

続きまして 11 ページ資料 6 は、最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和 7 年度版です。この表は、平成 27 年度から本年度までの愛知県最低賃金と昨年度までの特定最低賃金 9 業種の引上げ額等の変遷です。灰色で網掛けしてあるのは、愛知県最低賃金を下回っていることを示しています。続きまして 12 ページの資料 7 は、鉄鋼業最低賃金（時間額）の推移についてです。上の表は、平成 24 年からの鉄鋼業最低賃金の推移で、3 つのグラフは上から順に、時間額の推移、引上額の推移、引上率の推移となっています。

次の 13 ページ資料 8 は、令和 7 年度の最低賃金に関する基礎調査結果です。調査の概要として、調査目的、調査の範囲、調査方法等を記載しています。標本労働者数は 14,738 人、事業所数は、1,210 事業所となっています。

次の 14 ページですが、鉄鋼業に係る総括表として、規模別、地域別、年齢別で賃金分布を一覧表にしたものです。15 ページの表の中に現在の鉄鋼業の最低賃金である 1,111 円の欄の上に青い線を引いてありますが、線のすぐ上が特定最低賃金を下回る 1,110 円以下の労働者数です。26 人（2.4）とご確認いただけるかと思いますが、カッコ内はパーセント表示であり、この調査における未満率となります。

次の 21 ページ資料 9 は、鉄鋼業における未満率・影響率の推移です。未満率は、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合で、先ほどの資料で説明させていただきましたとおり 1,111 円未満の労働者数の割合は 2.4% と説明させていただきましたけれども、この数値が令和 7 年度の未満率ということになります。未満率・影響率については、表及びグラフで経年変化を示させていただいています。影響率は、最低

賃金を改正した場合にその改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合です。令和 7 年度は、これからご審議いただくことになりますので、No9 には現時点では定まった数値はありません。

次の 22 ページの資料 10 は、鉄鋼業における特性値の推移ということで表の下には時間当たりの平均賃金額、中位数、分位数の特性値等を示しています。中位数、分位数については下に、第 1・4 分位数、第 1・10 分位数等々、脚注を記載しておりますのでご確認下さい。

次の 23 ページでございますが資料 11 ですね、これは全国の鉄鋼業関係の最低賃金改正状況を一覧表にしたものです。発効日をご覧いただくと各局で異なっていますけれども、日付が古いものの中にはありますが、それはその後改正されずに地賃を下回っているものもあります。

続いて 24 ページからの資料 12、これは愛知労働局職業安定課が 8 月 29 日付で発表した令和 7 年 7 月分の雇用情勢です。一番上のところですが、「雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるが、一部に改善の動きが弱まっており、引き続き注意する必要がある」とされています。

有効求人倍率ですが、その下の四角の中ですけど 1.27 倍で対前月ではマイナス 0.01 ポイントとなっています。昨年同時期との比較については、次のページの上段に 1 年間の推移が折れ線グラフとして記載されています。有効求人倍率は、昨年 7 月が 1.26 倍ですので、今年の 7 月はプラス 0.01 ポイントということになります。

続きまして元の 24 ページに戻って、新規求人倍率は 2.37 倍で対前月はプラス 0.02 ポイントとなっています。昨年 7 月は 2.37 倍でしたので、今年 7 月との比較では、同水準となります。

26 ページになりますけれども、全国の本年 7 月の有効求人倍率は 1.22 倍で、愛知は 0.05 ポイント全国を上回っています。また全国の新規求人倍率は 2.17 倍で、愛知は 0.2 ポイント全国を上回っています。

29 ページの表 4 に「新規求人の主要産業別状況」が記載されています。鉄鋼業は製造業の中の上から 7 番目、真ん中あたりに示されています。7 月については全数で前年同月比 13.7% 減の 132 人となっています。

次に 36 ページの資料 13 は、「最近の管内総合経済動向」です。これは中部経済産業局が発表したものです。こちらは中部経済産業局の管内、愛知・岐阜・三重・石川・富山 5 県の本年 6 月までの経済動向をまとめたものです。

37 ページの「最近の管内総合経済動向」には、「最近の管内の経済動向は、持ち直し

ているものの、生産面に足踏みがみられる。」とされています。

38 ページには「判断の推移」が表として記載されており、左端の「主要業種の生産動向」に掲載業種の一番下に、鉄鋼業の生産動向が示されています。2025 年 1 月から 6 月までの 6 か月連続で「横ばいとなっている」とされています。

44 ページの(6)として 2020 年を 100 とする鉄鋼の生産指数の推移を示すグラフが掲載されています。

最後に、地域別最低賃金と特定最低賃金の関係について、少し詳しく説明いたします。

労働協約ケースにおける特定最低賃金の決定は、関係労使が合意した協約額を基礎とし、これを上回る決定はできないこととされています。その理由ですけれども、協約額を超えて法定最低賃金を決定することは、関係労使が合意した協約を無効としてしまうからです。

特定最低賃金のうち、特に労働協約ケースについては、「同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている産業」について設定されるものであるため、決定される最低賃金の水準も関係労使が合意した協約額が基礎となります。この場合、複数の金額の異なる労働協約によって申出がなされたときには、その中の最も低い協約の賃金額が共通の協約額となります。仮に、この額を超えて法定最低賃金を決定することは当該協約を無効にすることとなり、このことは協約を締結した関係労使、少なくとも使用者側の意向に反するものと考えられます。

従って、関係労使が合意した共通の協約額、即ち最下限の協約額を超えて最低賃金額を決定することは制度の性格から認めがたいものであり、協約の最下限が金額審議における事実上の上限となるものと考えるべきです。

以上のことから、本年度の鉄鋼業最低賃金額の上限は、4 ページの資料 3 「令和 7 年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」から、労働協約による最低額である「1,268 円」までとなります。

そして、先ほども説明させていただきましたが、最低賃金法第 16 条の規定により、特定最低賃金は、「地域別最低賃金額を上回るものでなければならない」とされ、愛知県最低賃金 1,140 円を上回らなければなりません。従って、労働協約による最低額と地域別最低賃金の関係から、1,140 円を超えるか、1,268 円以下でなければならないことがあります。資料の説明等は以上になります。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等はございますでし

ょうか。

○岡安委員

よろしいでしょうか。

○中山部会長

はい、岡安委員どうぞ。

○岡安委員

細かいところで 3 点ほどあるのですが、2 点については確認で、1 つは要望になります。

一つが、資料 No 4 のところの指定日発効 12 月 16 日のところの、これの意味をちょっとご説明いただきたいと思います。というのは 8 ページのところにあります発効日のところ、答申日と発効日のところの表からしてみると、この発効日のところでこれに該当するところがなくて、この指定日かっこしていることの意味ですね。これをちょっとご説明、補足いただきたいなというのが 1 つです。

もう一つが、22 ページにあります資料 No 10 のところでございます。この基礎となっている調査データがどこから持ってきたものかなというのをお教え願いたいと思います。この特性値の金額の推移ですね、

最後、これは可能であればという要望ですけれども、資料 No 8 のところですね、この影響率を出す基礎となっている調査の結果が出ているのですけれども、これは労働者数に基づき出しているのですけれども、われわれ使用者側としては事業所ないしは企業の影響度がどういう実態であるかを把握させていただくことが可能であればお願いしたいと思ってございまして、この事業所ですかね、この単位、事業所でみた場合の影響が何事業所にこの金額で影響があるかというところが知りたいですね。これは直ぐでは難しいと思いますが、もし次回までにご提供いただけるのであればお願いしたいなというところで、この 3 点でございます。

○佐野賃金課長

では最初のご質問で、指定日発効の件ですけれども、6 ページからの資料 4、その続きの 8 ページの上から 2 番目の答申で予定している 10 月 15 日というところで、異議の締切りが 10 月 30 日と書いてあって一番右のほうに行くと発効が 12 月 14 日、日曜日となっておりますけれども、そもそもこの表は公示日別最短効力発生予定日一覧表という事でございます。このとおり最短で手続きをすると 12 月 14 日発効という事にはなるのですが、その日でないところを指定すると、ここはまたご審議の中で議論していただければ良いのですけれども、例年 12 月 16 日で発効であり、例年のスケジュールの中ではそ

ういうふうに発効していることも踏まえまして、説明の中では 12 月 16 日を指定日として、だからこの最短の日より二日後になりますけれども、そこを発効日として説明させていただいたものでございます。

○高橋労働基準部長

地賃は一般的に 10 月 1 日、特賃に関しましては従来から愛知は 12 月 16 日としております。12 月 16 日に間に合わせさせるためには、どうしても土日の関係がありますので、この表でいきますと 10 月 15 日に答申して 12 月 14 日、この流れでないと、次に一日遅くなりますと 12 月 17 日発効ということになりますので、今回このスケジュールを組ませていただいているという事です。結論から言いますと先ほど申し上げましたように、特賃は従来から 12 月 16 日発効としているのでそれにしたという、事務局としてはそういうふうに考えているという事でございます。よろしいでしょうか。

○岡安委員

はい。

○佐野賃金課長

2 点目の資料 No10 の根拠資料でございますか。

○佐藤主席賃金指導官

これですね。14 ページから 20 ページにある総括表で、20 ページにある合計欄の値を資料 No10 として、このまま転記したものです。

○岡安委員

そういうことですか。それを経年でお示しいただいたという事ですね。

○佐藤主席賃金指導官

その年、その年のここの数字をそのまま転記したという事です。

○岡安委員

毎年の、この最低賃金に関する基礎調査をやってらっしゃるものを、経年で表していただいたということですね。

○佐藤主席賃金指導官

はい。

○岡安委員

ありがとうございます。

○高橋労働基準部長

資料 No 8 の最賃の基礎調査の企業別の件は、ちょっと持ち帰って個票を見た上で、たぶん出せるのではないかなと思いますがちょっと次回まで出せるかどうか、帰って資料を精査したいと思います。

○岡安委員

可能であれば。

○高橋労働基準部長

はい、了解です。

○中山部会長

他に、ございますでしょうか。

(特になし)

○中山部会長

よろしいでしょうか。それでは、鉄鋼業最低賃金の改正の調査、審議に向けて、労使各側それぞれの基本的なお考えをまず伺いたいと思います。労働者代表委員のほうからお願ひいたします。

○寺田委員

寺田のほうから、述べさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

当日になってしまって申し訳ございませんが、資料を用意しましたのでこれに則って述べさせていただきます。我々の今回の最低賃金の引上げに対する考え方についてでございます。

まず、1ページ目でございます。産業を取り巻く状況という事でありますて、これは昨年の年末に日本鉄鋼連盟が発表している資料から持ってきているものでございますけ

れども、今年度の見通しが載っておりますのでこちらのほうを参考にさせていただきまして、一番上のところです。鉄鋼内需につきましては前年から微増を見込むという事でありますと、建設業だと建築部門それぞれ記載がございますけれども、あと製造業、自動車部門等いろいろありますけれども総じて僅かな増加だと横ばいとか、そういう見通しをされていることがあります。あとその下ですね、鉄鋼外需につきましても前年並みに留まるという見通しという事であります。あと粗鋼の生産でありますけれども、下のグラフにもあるとおりですね、生産は前年比の微増となる見通しであるという事であります。総じて微増、横ばい、そういう見通しであるという事でありますけれども、リスクとして皆さんもご存じのとおり中国経済動向並びに米国の通商政策の動向によってリスクがあるというふうに見ているという事であります。それが見通しという事で認識しております。

続きまして鉄鋼の人材確保の観点でございます。鉄鋼産業は長期能力蓄積型の産業として、人材の確保と定着を図ることで将来にわたって発展する産業でありますと、特に生産現場の人たちをしっかりと若いうちから育てていって産業のいわゆる技能・技術の伝承をやっているという産業でございます。しかしながら、製造現場の担い手である高卒の就職希望者数ですが、一番左のグラフですね、これを見ても分かるとおり就職希望者数が減少していることから各企業では人材確保の競争が始まっていますということであります。で、金属産業ですね、昨年来私たちも発言させていただいておりますが、近年就職先として選ばれない傾向となっているという事であります。更に愛知県においては、自動車産業をはじめとした製造業が蓄積する地域でございますので、鉄鋼業においては人材確保が大変難しい状況となっているという事でありますと、この一番下に書いてある鉄鋼労使の喫緊且つ重要な課題としてしっかりと労使で同じ共通の認識を持つて人材の確保という事に取り組んでいるという状況であります。

で、その下です。次のページですけれども、それもありまして労働条件を引き上げていこうという事を取り組んでおりまして、春の賃上げの状況でございます。これは愛知県が発表したものでありますけれども、2025 年の春の賃上げのところです。一番上が調査計という事で、全体で皆さんもご存じだと思いますけれども、一番上の右から 3 番目ですね、平均の賃上げ率が 5.40 というのが公表されておりまして、線が引いてある鉄鋼業、そちらの丸で囲っているところですね、平均賃上げ率ということで 5.60 という事になっておりまして、全体平均の賃上げより上回る 5.60 の賃上げを獲得しているという状況であります。

で、続きまして次のページにいっていただきまして、鉄鋼業の価格転嫁の状況であります。

ます。これは帝国データから持ってきたデータでございましてちょっと記載はございません。ありましたように日本全体の話をしておりますけれども、真ん中のところに全業種の平均という事で、2025年7月のデータで39.4%となっておりまして、その下の右に小さく前回の2月のデータ、その前の7月のデータというところで若干下がってきているのが全業種の価格転嫁率となっていると思います。で、価格転嫁率で鉄鋼業に関するところですけれども前回より増、減両方ともあるかと思いますけれども、総じて全業種の平均を上回る転嫁状況であるというふうに見て取れるかなと思います。

続きまして次のページですね。愛知県の中小企業の景況を見ておりますけれども、これを見ますとそれぞれ線を引いたところが鉄鋼業になっています。業況判断 D.I. につきましては前期実績を上回るも、売上げ及び採算は前期実績を下回る状況でありますけれども、これは4月から6月の状況でありますのでそれぞれ7月、9月につきましては横ばい、上昇、減少ということでそういう状況であるかと思っております。

続きまして次のページでございます。最低賃金の昨年もちょっと出させていただいたのですけれども、他県の最賃の状況をまとめさせていただきました。真ん中が昨年のデータでありますけれども、愛知のところは先ずは左軸にありますとおり愛知が生産、出荷額でいきますと、愛知県が一番という事になっておりますけれどもそれぞれ2023、2024年とですね、特賃の状況が書いてありますけれども、昨年ですね52円ということでこれまでの最高の額の引上げ額で1,111円となりますけれども、他県もそれですね、上げている状況が見て取れるかと思います。引上げは我々頑張って引き上げたにも関わらず、他県の特賃に負けている状況であります。2025年のところで鉄鋼の特賃のところの額がいま空いていますけれども、大阪が昨日出て情報として出てきてまして、65円という情報が伝わっておりまして、まあそういう状況でありますけれども加味して我々としてはしっかりと議論に臨んでいきたいと考えております。

本年の改正の申出の状況でございますけれども先ほど資料にも入れていただいた資料でありますけれども、我々としては最低額の1,268円の上から1,523円のこの協定額を集めることができましたという事であります。加重平均で見ますと1,343円という事で、これ昨年から見ると85円プラスという事であります。先ほどの春の交渉の結果も踏まえて、併せてこちらのほうも各企業労使が最賃の重要性を認識しながら改善に努めた結果でありますので、こちらのほうを中小企業もしくは労働組合のない企業へ波及させていく必要があると我々は考えております。

最後にですね、もろもろ書いてありますけれども今年度の愛知県の最低賃金の引上げは63円となりました、これ過去最高という事でありますけれども、これまでの状況も

踏まえながら特賃の意義・必要性を踏まえて、また産業の将来を見据えた人材確保、技能伝承のためにも、地域別最低賃金の引上げを超える引上げ額にする必要があるというふうに我々は考えて臨んでいきたいと思います。以上となります。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。それでは続きまして、使用者代表委員のほうからお願ひいたします。

○岡安委員

岡安でございます、よろしくお願ひいたします。

先ずもって、労働者側委員寺田委員よりご説明いただいた人材の確保は鉄鋼労使の喫緊且つ重要な課題というのはまさしくそのとおりでございます。こういったご認識を持っていただいて共有できるのは凄くありがたいなというのが思っているところでございます。この特定最賃につきましては、制度上労使の合意によってそれぞれの地域で任意にやるものでございますので、このように認識が共有していないと成り立たないものだと思ってございます。ですので、この特に鉄鋼はですね、当地愛知県において自動車産業を支える非常に重要な産業の一つであるというふうに考えておりますので、当地の産業を支えるためにもこの鉄鋼業を特定最賃として持ってくるのがいいというのがあるかなと思ってございます。ただ一方で実態としまして、この特定最賃の金額についてはですね、本来であれば常に地域別最賃を上回っていなくては意味のないものとなってしまいますけど、ここ数年は地域別最賃の上昇した時期に埋没してしまう。すなわち一時的にとはいえ地域別最賃の方が特定最賃を上回ってしまうということがあって、これはまあ本来あってはいけないというふうには申し上げませんけれども、あるべきではないという状態であると思ってございます。こういった状況からしますとこの特定最賃が果してきた役割というのは、一定の役割を終えたのかというふうに思っているところではございます。ただそういった中でも長年この特定最賃があったことによって鉄鋼業界がしっかりと発展してきたところもありますので、安易にこれをやめてしまうというのも少々早計かなというところで、この鉄鋼業についての特定最賃というのは今年度もしっかりと改定していくというのが基本的な考え方でございます。

そこでですね、金額に対する考え方なのですから、原則はやはり労使合意で金額のところまで含めてだと思ってございます。ただ残念ながら前年はそこまで合意できていなかつたというところで、今年はしっかりと議論を深めて労使合意出来る水準でいきたい

なと思っていうところでございます。

その考え方なのですけれども、やっぱりこの業界の実態を見て考えていきたいなというところで、まあ他県ですとかそういったのは情報としてはあるのですけど、この愛知県において鉄鋼業の賃金水準ですとか業績ですとか、いろいろな生活水準の必要な生計費ですとか、そういう地域別最賃でも考慮してきた要素なども含めて検討していかればというふうには思っております。

ただそうしてみると、実態のところが冒頭でご説明いただきました資料 No7 のところで引上げ額の推移を見てみると令和 4 年頃までは 2% 程度を、まあ 2% 弱をうろろしていましたが、まあいわゆるこのベースアップ程度というような金額水準で推移してきたかなと思ってございますけど、令和 5 年以降はそれを大きく上回る水準になっているところでですね、まあこの辺りが今、企業の賃金の水準と少し乖離してきているかなというふうなのがこの推移と考えているところでございます。

またですね、資料 No10 のところですね、こちらのほうで時間当たりの平均賃金額というのを見ますと、令和 6 年と比べて令和 7 年は 30 円ほど下がっているですね、賃金の実態としてはこのデータでは少し下がってしまっているというのがあります。この中で改定というと引き上げるという事になるのですけど、実態として下がっている中で、引き上げるという事なので使用者側としましては慎重な判断をしていかなくてはならないなと考えているところではございます。ただですね、ここで申し上げましたとおり、この人材確保ですか、この産業の発展のために必要なことというのを考慮しますと、この実態とのバランスを見て判断する必要はあるかなと思っているところでございます。なかなかそういった難しい状況ではありますので、しっかりと議論をして決定していきたいなと、そのように考えてございます。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。ただ今、労働者側、使用者側双方の委員からお考えを伺いましたが、双方でご意見ご質問等あればしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(特になし)

○嶋野委員

よろしいでしょうか。

○中山部会長

はい、どうぞ。

○嶋野委員

大同特殊鋼労働組合の嶋野と申します。よろしくお願ひいたします。先ほど他県も大変ですけど、それよりも鉄鋼業の実態を見ながらとのお話がありましたけれども、我々鉄鋼業の採用を見てみると、やはり先ほど会社側の方の認識のとおりで人材確保はすごく大変な思いを感じています。またその中でわが社もやはり地方採用をしておりまして、北は北海道から南は九州までやっているのですが、地方からとれる人材がとれなくなってきたというのが実情で、その中で先ほど言ったとおりですね今回、大阪のほうの鉄鋼業の最賃が65円という事で引きあがったという情報も得ていますし、またそういったところにも人材を、まあ悪い言い方をするととつていかれると、まあ愛知県にも波及は出来ないかなと考えていますので、そういった意味では他の地方の最賃、特定最賃も考えていかなければならぬかなと考えています。はい、以上です。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。他にありますでしょうか。はい、どうぞ。

○鈴木委員

岡安委員、私、聞き逃したのですけれども賃金実態が下がっているのは、どこの資料でしょうか。

○岡安委員

資料No10でページ数22の表の一番上の時間当たり平均賃金額というところです。

○鈴木委員

はい、これですね。

○岡安委員

令和6年が1,762円に対して、令和7年は1,732円と30円ほど低い数字ですね。

○鈴木委員

はい、ありがとうございます。

○中山部会長

よろしいでしょうか、他にあればお願ひしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
はい、寺田委員。

○寺田委員

ちょっと事務局の説明ですが、この時間当たりの、今の岡安委員が指摘いただいたところの、ちょっと聞き忘れていたのですが、この時間額の平均賃金額はどのように出されていますか。

○佐藤主席賃金指導官

基礎調査のデータをいま付けていて載せていただいているのですけれど、14ページから20ページまで、資料の20ページの下の欄、この表の数字をそのまま毎年転記しているものです。

○寺田委員

ああ、そういう事ですか。

○佐藤主席賃金指導官

はい、調査結果をそのまま転記しているだけです。

○寺田委員

ああ、そういう事ですか。では、労働者数も増減が激しいところも加味されているということでよろしいですか、結構増減が激しいでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

平均なので、その時の調査の人数に対して割っているという事です。

○寺田委員

そういう事ですか。では、そもそも調査するところも同じところではないという事で

すか。

○佐藤主席賃金指導官

前回説明した基礎調査なので、同じ回答になります。

○寺田委員

分かりました。ありがとうございます。

○中山部会長

よろしいでしょうか。はい、岡安委員。

○岡安委員

少し補足させていただきたいのですけど。

どうしてこの辺りを着目しているかと申しますと、これは組合の在るなしに関わらず調査しているはずなのですよね、調査の性質上。一方で労働者側委員からいただく資料というのは基本的には労働組合さんを中心としたエビデンスに基づくものが多いかなと思ってございまして、この最低賃金全般そうなんですけど影響を及ぼすのは全ての労働者が対象となるのでございまして、ご存じのとおり組織率というのは16%強といったところでございますね。で非常に、労働者の中で一部に限られているところでございまして大多数は組合のないところで、組合のないところの実態に関してはこういった調査ですか、まあ労働者側からいただいているこの愛知県の調査データなどは、これは当然組合の在るなしに関わらずやっているところだと思うのですけど、やはりこういった回答もですね加重平均というのが多いんですね。そうしますと大企業の数字が強く反映されてですね、この最低賃金において強く影響を受けるのはやはり中小企業が多いかと思うんです。ですので、中小企業への影響というのをきちんと考慮しながらやっていくには、こういった中小企業の実態というのをしっかりと見てやりたいなと、そういう意図でございます。

○中山委員

よろしいですか。はい、水野委員。

○水野委員

先ほどの資料 10 のところで、労働者数が変動しているという事ですので、資料として 26 年から 7 年までの労働者数のデータも併せて載せていただくと議論しやすいと考えますので、あれば付け加えていただきたいと思っています。以上です。

○中山委員

他によろしいですか。

はい、それでは労使双方の委員からお考えを伺いましたが、各側の主張や意見等踏まえまして各側個別で委員内の意見を調整していただき、各側の意見を纏めていただきたいと思いますので本専門部会については一旦休会とさせていただきますがよろしいでしょうか。

(労使了承)

○中山部会長

それでは、本専門部会を一旦休会といたします。

休 会

再 開

○中山部会長

それでは、専門部会を再開します。

労使双方から打合せ内容を踏まえまして金額など改めて主張する点および問題点など、ご意見を伺いたいと思います。まず、労働者代表委員のほうからお願ひいたします。

○寺田委員

はい、寺田のほうから説明させていただきます。

労働者側のメンバーで打合せしたところ、先ずは岡安委員と共に認識を持っていたところで、自動車産業と鉄鋼業界は産業を支える重要な産業であることが認識できたところは良かったなというところでありますけれども、あとはいろいろとご意見もいただきましたので、今後しっかりとそこら辺も見据えて考えていくみたいなと思っています。

我々としては今の段階で、鉄鋼の労働組合の業界では協定を集めた最下限のところですね、そこを特定最低賃金にすべきだということ、目指すべきだというふうに考えてお

りますので今のところちょっと大きな数字ではあるのですが、157円というところに目線を持って今後しっかりと議論してまいりたいと思っております。以上となります。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員のほうからお願ひいたします。

○岡安委員

はい、岡安でございます。

冒頭で申し上げましたとおり実態をどこの数字で見るかというところでございますけど、やはり申し上げました資料No10にあります時間当たりの平均賃金額というところは実態を表しているのではないかと思います。ただこれ直近一年では下がっていますけど、経年で、複数年で見ますと上がり基調であることは間違いないかなと。そうするとどの辺から見るのが妥当かなど考えた時にですね、コロナ禍後で下限となっているのが令和2年で1,455円というところがあって、令和7年が1,732円という事になっています。まあこの5年分で平均を取りますと55円というところがありますので、このくらいの金額であれば実態を表すのではないかなどというふうに思っているところではございます。で、繰り返し申し上げますけど、お申出段階は大企業を中心の状況を表しているものでありますし、この協定の最低額というのも大企業の中での最低水準というものでありますまして今回この特賃を決めると結果として中小さんにまでこの影響が及ぶと、中小が耐えられる金額の水準がどの程度かなと考えた時に先ほど申し上げました55円というような金額というふうに現時点では考えてございます。以上です。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。ただ今、最低賃金の金額改正に向け労使双方から、お考えを伺いましたが、お考えに隔たりがありまして金額の合意には至っておりません。このため、更に審議を重ねたいと思いますので専門部会については継続審議とさせていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

(労使了承)

○中山部会長

ありがとうございます。では、専門部会は次回へ継続審議といたします。次回も労使双方の協力を賜りながら円滑な審議がなされますように努めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。次回以降に資料の提出、参考人からの意見聴取の希望がございます場合は事務局までお願ひいたします。

それでは、議題(4)「その他」に入りますが、労使各側から、何かございますでしょうか。

(特になし)

○中山部会長

よろしいでしょうか。それでは、事務局から連絡等ございますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

事務局からご連絡申し上げます。次回の第2回専門部会の日程についてですが、10月8日(水)午前9時30分から開催をする予定としております。資料等は今日のいろんなオーダーも含めて、追ってお送りしますが、会場は、桜華会館2階「富士桜」、以前本審で使ったところですね、奥の部屋になります。そこで行いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○中山部会長

はい、今の事務局からの連絡に対して、ご質問等がございますでしょうか。

(特になし)

○中山部会長

よろしいですか。それでは以上を持ちまして本日の議事は全て終了いたしましたので、専門部会は閉会といたします。本日はお疲れさまでした、ありがとうございました。

(令和7年9月30日) 第1回愛知県鉄鋼業最低賃金専門部会 議事録